

伊方訴訟ニュース 第116号

1983年4月15日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先: ☎530 大阪市北区西天満4-9-15 第1神明ビル 藤田法律事務所内 06-363-2112, 口座 大阪 48780)

控訴審

高松高裁「忌避申立」も却下 原告住民側直ちに特別抗告

高松高裁宮本勝美裁判長らの暴力的な結審宣告に対し、原告住民側では、3月4日の宣告直後に、三名の担当裁判官の忌避を申し立てていた。この申し立ては、高松高裁2部の菊地博裁判長ら三名の裁判官によって審理されていたが、8月22日付で、その申し立てを却下する、との決定が送付されてきた。

これに先立って原告住民側では、3月7日付で「忌避申立理由書」(本号2頁以下に掲載)を高松高裁に提出していた。その中で住民側は、宮本裁判長らが示した数々の不公正さや、背信的な「騙し討ち」・「闇討ち」行為を指摘した。そして、同裁判長らの訴訟指揮は「本件につき不当な予断と偏見を持ち、控訴人らに対し不公正な裁判をなす虞れ」を明確に示し、裁判官忌避の法的要件となっている「裁判の公正を妨ぐべき事情」が十分に存在していると論断した。

さらに住民側は、8月28日付で「忌避申立理由補充書」を提出した。それには、今回の結審強行の背景、審理を尽くさねばならない理由、さらには、憲法に違反した「裁判の公正を妨ぐべき事情」の存在、の三点が詳述されていた。しかし、すでにその前日、高松

高裁は忌避申立を却下していたのである。高松高裁の却下決定の理由(本号6頁以下に掲載)は、要するに、最高裁判例の機械的な適用である。すなわち、「訴訟手続内における裁判所の訴訟指揮、証拠の採否その他の訴訟上の措置ないし審理の方法、態度など」は忌避の事由にならず、不服であれば「異議、上訴などの忌避申立以外の方法によって、その救済を求めるべきである」と。

しかし高裁「決定」も、原告住民側が指摘した数々の「異常事態」を否定することはできず、次のように苦しい言訳を書き留めている。

(以下8頁に続く)

2号炉第16回公判
5月27日(金)午前10時より
高松地裁大法廷
被告国側の圧力に屈し勝ちではあったが、原告本人訴訟に漸く慣れてきていた。渡辺裁判長が、高松高裁に“栄転”(新聞報道)し、新構成の裁判所の出方が注目されている。

あっても、それらの具体的事実は個別的にみても、総合して全体的にみても、本来、裁判官の考慮外に置かれるべき何らかの手続的要因によって動かされていることによるものと考えざるを得ないようなもの、ないし合理的にそのように解しうる事跡であるとは認められず、また記録を調査しても、かかる事跡の存在を肯認するに足るものは見当らない。

3 右三裁判官がすでに実施された審理ないし証拠調の結果により一定の心証を形成するのは当然のことであり、具体的な審理の経過に即応して、その心証や判断等を訴訟指揮その他の審理過程における言動措置上ある程度反映せざるを得ない場合も稀有ではなく、右裁判所が申立人らにおいて主張立証をしようとしている事項につき本案事件の裁判をするのに必要なものでないと判断した以上、その主張立証の機会を与えることなく結審したことを不当違法であるとはいえず、もとよりそれだけでは忌避の事由に該当しない。

4 よって、本件各申立は理由がないのでこれを却下することとし、主文のとおり決定する。

昭和58年8月22日

高松高等裁判所第二部

裁判長裁判官 菊地 博
裁判官 滝口 功
裁判官 川波 利明

(1頁から続く)

裁判官が「その心証や判断等を訴訟指揮その他の審理過程における言動措置上ある程度反映せざるを得ない場合もあることは稀有ではない」と。

原告住民側では、あくまで、宮本裁判長ら

の不当な行為を追及するため、8月29日付で最高裁に対し、「特別抗告申立書」を提出し、高松高裁2部の忌避却下決定は憲法の違背があるので取り消すよう申し立てた。

八幡浜で抗議集会

8月17日の夜、八幡浜市の労働会館で、高松高裁の結審宣告に対する抗議集会が開かれた。緊急ではあったが、八西協議会の住民や八幡浜地区の労働者を中心に約170名が参加。高まる熱気の中で、藤田、菊池両弁護士と久米輔佐人とが報告。現地の闘いを一層強化して、推進派をさらに追いつめることを誓い合った。

会計報告('83. 8/14~4/5)

収入

会費	28,000
ニュース購読料	62,750
カンパ	44,000
計	184,750

支出

ニュース印刷代	75,000
郵送料	14,660
振替手数料	500
資料費	26,500
ゼロックスリース代	14,800
コピー料金	89,864
謄写代	1,050
八幡浜集会参加援助費	64,640
特別抗告申立費	5,900
特別抗告申立援助費	20,000
計	262,414

差引

-127,664

積立金残高

175,995

忌避申立理由書

控訴人 川口寛之
外31名

被控訴人 通商産業大臣

右当事者間の御庁昭和58年(行コ)第4号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件について、控訴人らは昭和58年3月4日御庁民事第四部裁判長裁判官宮本勝美、裁判官山脇正道、及び裁判官磯尾正の三名に対する忌避を申立てたが、その理由は左記のとおりである。

昭和58年3月7日

申立人(控訴人)ら訴訟代理人

弁護士 新谷 勇 人
外26名

高松高等裁判所

御 中
記

申立人らが本件忌避申立に至ったのは、以下に詳述するように、本件伊方原発訴訟の控訴審第22回口頭弁論期日(昭和58年3月4日)において、御庁民事第四部の裁判長裁判官宮本勝美及び外2名の前記裁判官らが、予断と偏見に満ちた、およそ良心を有する職業裁判官にあるまじき偏頗な態度をもって審理に望み、抜き打ち的な弁論の終結をはかり、もって裁判の公正を著しく失する行動に及んだためである。

1. 右口頭弁論期日は同日午前10時30分から開廷されたが、主たる訴訟活動の経緯は以下のとおりであった。

まず、控訴人側より原審継続時に既に確定している文書提出命令につき、被控訴人が未

だにこれに従わず、提出を拒んだままで今日に至っていることを挙げ、当裁判所において履行の勧告等の然るべき措置をとってその履行を確保するよう強く求め、裁判所が同日、直ちにとるべき措置を決めかねるのであれば、次回までに何らかの措置をとることを求めた。次いで控訴人らは同日付準備書面(六)の陳述に入り、間に昼休みをはさんで午後には右陳述を終え、その後、控訴人ら申請にかかる証人のうち特に八名につき、その取調べの必要性を文書をもとに力説し、更にこれを敷衍して今後の訴訟進行についての意見を文書にもとづいて陳述した。

これに対し被控訴人は証人調べの必要性はなく、早期に結審されるべきであると簡単に述べた。

そこで裁判所は合議を行なう旨を宣して退廷した。尚、それまでの間に被控訴人から乙一九〇号証乃至一九八号証が提出され、又、同日付の甲号証に対する意見書(甲三九六号証乃至五四八号証に関するもの)が陳述され(但し、同日に突然提出されたものの陳述である)、控訴人らは甲五六〇号証乃至五七七号証を提出し、被控訴人はこれに対する認否を行なった。他方、控訴人らは被控訴人が同日提出した右乙号証については原本を証拠とする筈であったところ、同日に至って急遽写を原本として提出する旨が述べられ、控訴人らは原本の確認も出来ないままでは認否もしかねるので、次回に認否をしたい旨を裁判所に述べたところ、裁判所は何ら異議なくこれを容認したものである。

裁判所の前記合議は数分の短いものであり、再入廷の後、裁判長裁判官宮本勝美はいきなり弁論を終結する旨及び判決期日は追っ

て指定する旨を宣した。控訴人ら代理人は右裁判長が右宣言を言い終らないうちにすかさず忌避する旨を申立たが裁判官は三名とも逃げるように退廷した。

(尚、右のような経過における弁論終止宣言は法律上有効になされたものとは認めがたいが、本件忌避申立とは別論であるので以下では立入らない)

2. 右経過にみられる第一の問題点は、証人申請に対する却下決定もなく突然に弁論の終結が宣せられたことである。控訴人ら申請にかかる証人はなお17名が取調べ未了のまま残されており、同控訴人らはそのうち八名について特に取調べの必要性、不可欠性を詳細に論じたが、これら証人は原判決後に得られた新しい知見にもとづく証言、あるいはこれまでになされた証拠調べにあらわれていない事実に関する証言で、且ついずれも本件訴訟にとって重要な争点に関する証言をなすべき者らであったが、裁判所はこれらを一顧だにせず弁論終結に及ぼうとしたものであり、かかる裁判所の態度には、本件伊方原発の安全性について、公正な立場から良心を尽して真摯に判断をしようとする姿勢は毫も存せず、予断と偏見にもとずき結論を先取りしていることが明白に認められる。しかも、証人申請は控訴人らにとっては立証方法の一態様にすぎず、何らかの事情により証人調べが不可能であれば、控訴人らとしては証人に代る陳述書、あるいはその他の書証の提出を準備し得たものであるから、裁判所としては少なくとも弁論終結を宣するに先立って証人の採否についての自らの意見を明らかにし、もって控訴人らに対し人証に代替する証拠方法を提出する機会を与えるべきである(兼子・民事訴

訟法体系265頁によれば、証拠申出を不適法又は不必要として取調べを拒否する場合は、当事者が別の証拠を準備するかも知れないのであるから、なるべく早く却下の決定をすべきであるとされる)。

ところが、裁判所は控訴人らからかかる補充的な立証の機会を全て奪い取る形で弁論終結に及ぼうとしたものであり、著しく公平を失する訴訟指揮、審理態度であることは明らかである。

8. 第二の問題点は、同日被控訴人から提出された乙一九〇号証乃至一九八号証について、控訴人らは全く防禦をなす機会を奪われたことである。右書証はスリーマイル島原発二号炉の事故に関するものとして、本件訴訟の重要な争点に関連する証拠方法である。控訴人らは右各乙号証につき、未だその成立の認否をしていない。前記のとおり、被控訴人はあらかじめ右各乙号証については原本を提出する旨告げていたが、同日に至って突然、写を原本として提出すると述べて右各乙号証の提出に及んだものである。控訴人らは原本の確認もできないままでは直ちに認否もしかねるので、次回に認否したい旨を裁判所に明言し、裁判所も何ら異議なくこれを容認したものである。もとより同日中に認否をするよう促すなどの言動は一切なかった。ところが、裁判所はかかる経緯を無視して、いきなり弁論終結を宣言したのである。全くの異常事態というほかはない。弁論終結の前には対審構造、当事者主義という法の原則もないのであろうか。

この結果、控訴人らは右各乙号証の成立の真正について検討し、これに対する意見を述べる機会を奪われたばかりでなく、右各乙号証の内容に対する検討、及び反論並びに反証

の提出の機会も奪われてしまった。被控訴人が同日、甲号証に対する意見書を陳述し、甲号証に対する詳細な反論をなし得たことと対比するとき、かかる裁判所の措置の不公正さは明瞭である。

4. 前記のとおり被控訴人は同日甲号証に対する意見書を提出し、陳述したが、右意見書によれば、「本書面は本件訴訟の控訴審において控訴人から提出された甲号証に関し、その作成経緯、内容、本件許可処分との関連性及び証明力等についての被控訴人の意見を述べ、右甲号証が総じて、本件許可処分の適法性と関係のない事項に係るもの、もしくは、控訴人らの実証したいとする事項を証すべき証拠不十分であること」を明らかにするものである。」とあって、九十頁にも及ぶ膨大な書面である。

控訴人らは当然、右書面の内容を検討し、内容如何では反論を加え、あるいはここで論じられている甲号証についての説明を付加し、その意味するところ及び証明力等について論ずる必要がある。裁判所が適正な裁判をなすにあたって、書証の証拠価値について正しい認識を持つことは不可欠であり、控訴人らが「証拠不十分」などと新しい主張に及んだ以上、控訴人らに十分な検討と反論の機会を与えるべきことは理の当然である。

ところが、右意見書は同日午前中に提出されたものであって、その分量の大きさから、控訴人らはこれを通読する時間的余裕すらなかった。又、右意見書の陳述は、単に陳述する旨が述べられたにすぎず、具体的内容については口頭でも何ら陳述されていないのである。したがって、控訴人らは同日中にはその内容をほとんど理解すらしておらず、まして

検討などなし得る筈もなかった。裁判所においても同様の筈である。

又、右意見書は民訴法上の準備書面の一つであるから、本来は相手方である控訴人らがこれに対する準備をなすに必要な期間を置いて予め裁判所に提出され、控訴人らにも送達されなければならない性質のものである（民訴法二四三条一項）。もとより、実務上当日提出された準備書面を即時に陳述する場合は存することは否定しないが、それは例外的に相手方においてこれに対する準備を必要としないような性質の弁論をなすべき場合、例えば請求の認諾、自白その他これと類似の弁論をなすべき場合（法律実務講座・民事訴訟編第三巻196頁）、もしくは相手方において次回以降に反論の機会が与えられていることを前提として即座に陳述されることに異議ない場合のいずれかである。右口頭弁論期日において控訴人らが敢えて被控訴人が右意見書を即時陳述することに異議を唱えなかったのは、当然、次回に反論の機会が与えられるものと信じていたからこそである。そうでなくして、その内容さえ未だ把握していない準備書面が陳述されていることに異議を述べない理由がない。又、結果的にみても右意見書が控訴人らに準備期間を与える必要のない例外的なものに該当するものでなかったことは言うまでもない。

裁判所は控訴人らが次回に反論の機会を与えられるものと信じて右意見書の陳述に異議を述べないことを百も承知で、しかも右意見書が控訴人らに準備期間を与えなくてもよい例外的な性質のものであると即断すべき根拠も何ら存しないに拘らず、敢えて右意見書の陳述をなさしめた上で、弁論終結を宣し、控

訴人らの防禦の機会を奪ったのであるから、まさに背信の極みであり、「騙し討ち」というほかない。

5. このことは、また最終準備書面の陳述の機会を奪ったこととも関連する。

控訴人らは同日提出した「証人の必要性についての意見（二）」及び「訴訟進行の意見書」で明らかにしたように、現段階において未だ立証が尽くされたものとは考えていないが、仮に裁判所がそのような判断に達したとしても、それならばその時点で当事者双方に最終的な意見陳述の場を与えなければならないことは訴訟関係人間の常識である。特に本件訴訟は争点も複雑多岐にわたっており、その社会的重要性に鑑みても、当事者双方をして従前の立証活動に基づいた十全の主張を展開せしめた上での綿密かつ慎重な判断が求められているといわなければならない。

ところが、裁判所はおよそ事前には最終準備書面を提出すべき何らの示唆もないままに、突然審理を打ち切ったのであり、これでは「騙し討ち」同然である。公正たるべき裁判にとって恥ずべき所業といわなければならない。

6. 控訴人らは前記のとおり、右口頭弁論期日において、原審継続中に確定した文書提出命令につき被控訴人がこれに従うように履行の勧告等然るべき措置をとることを強く求めた。右文書提出命令は、まず原審について出されたものにつき被告（被控訴人）が即時抗告を申立て、これに対し昭和五十年七月一七日御庁民事第二部において決定が下され原告（控訴人）らが求めた大部分の文書について被告（被控訴人）の守秘義務の抗弁を斥けて提出を命じたものであり、既に確定済のものである。然るに被控訴人は事実上これに

応じることなく今日に至っており、公正たるべき裁判所としては司法の権威にかけてこれが履行の確保に務めるべきは当然である。ところが、当控訴審の開始以来、何らの措置もとられないままであるので、控訴人らは右口頭弁論期日において右文書提出命令の履行につき裁判所の然るべき措置を強く求めたものである。そもそも裁判所としては控訴人らの要求を待つまでもなく、自ら下した命令が無視されている状態を座視することなく、自発的にそれ相応の措置を講ずべきところである。

ところが、控訴人らが裁判所に対して右措置を求める発言の中に、確定した文書提出命令が無視された状態のまま審理が進行していることは極めて遺憾である旨の発言があったことを捉えて、裁判長裁判官宮本勝美はことあるに「今の発言は控訴人らにおいて、これ以上の審理の進行に応じないとの趣旨か」と威丈高に迫る有様であった。威丈高に迫るべき相手は被控訴人ではないのか。

そして、結局、裁判所は右文書提出命令について一言たりとも被控訴人に対し履行を促すことなく、弁論終結を宣言するに至ったのである。もはや、ここには裁判の公正など微塵も存しない。

以上のように右口頭弁論期日における裁判所の訴訟指揮ならびに審理態度は、裁判所が本件につき不当な予断と偏見を持ち、控訴人らに対し不公正な裁判をなす虞れがあることを明確に示したものである。控訴人らにとってかかる裁判所の不公正を看過し、これを甘受することはもはや耐えがたいところである。よって前記三名の裁判官のいずれについても

裁判の公正を妨ぐべき事情があることは明らかであるので本申立に及んだ次第である。本申立に対し厳格適正な判断が下され、司法の正義が速やかに回復されることを切に希求するものである。

疎明方法

1. 疎甲第一号証 法廷経過報告書
2. 疎甲第二号証の一・二、第三号証及び第四号証 新聞記事

付 属 書 類

1. 疎甲号証写 各一通
(編集注：疎甲号証は省略)

決 定

申立人の表示 別紙一の申立人目録記載のとおり

右の者らから当庁昭和五三年(行)第四号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件について、裁判長裁判官宮本勝美、裁判官山脇正道、裁判官磯尾正に対し忌避の申立があったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件忌避申立を却下する。

理 由

第一 申立の趣旨および理由

別紙二記載のとおり

第二 裁判所の判断

一 当庁昭和五三年(行)第四号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件(原審 松山地方裁判所昭和四八年(行)第五号)記録によると、右の本案事件は、申立人らほか9名が原告となり、内閣総理大臣(その後、昭和五三年法律第八六号「原子力基本法等の

一部を改正する法律」附則三条の規定により通商産業大臣に訴訟承継された。)を被告として、被告が昭和四七年十一月二九日に四国電力株式会社に対して行った核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二三条に基づく原子炉設置許可処分の取消を求める訴訟を松山地方裁判所に提起したものであって、同裁判所は昭和五三年四月二五日原告らの請求を棄却する旨の判決を言渡し、申立人らほか6名が右判決を不服として当庁に控訴を申立て「原判決を取消す。被控訴人が昭和四七年十一月二九日に四国電力株式会社に対してなした伊方発電所の原子炉設置許可処分を取消す。」旨の判決を求めているものであって、当庁第四部で裁判長裁判官宮本勝美、裁判官山脇正道、裁判官磯尾正によって現に審理されているものであることが明らかである。

二 行政事件訴訟法第七条により準用される民事訴訟法所定の裁判官忌避の制度は、裁判の公正及び信頼を確保するために、客観的にみて裁判官が偏頗な裁判をする虞れがある場合に、当該裁判官をその事件の審理から排除することを目的とするものであるから、忌避事由としての裁判官につき裁判の公正を防ぐべき事情とは、裁判官が担当事件の当事者と特別の関係にあるとか、訴訟手続外においてすでに当該事件につき一定の判断を形成しているとかの、当該事件の手続外の要因により、その裁判官によっては当該事件について公正な審理を期待することができない客観的な事情を指すものと解するのが相当であり、そうでなく訴訟手続内における裁判官の訴訟指揮、証拠の採否その他の訴訟上の措置ないし審理の方法、態度などについて当事者

に不服なものがあったとしても、忌避の事由に該るとは言えず、当事者は訴訟手続内における裁判官の右のような処置等を不服とする場合は、異議、上訴などの忌避申立以外の方法によって、その救済を求めるべきものである(最高裁判所第一小法廷昭和48年10月8日決定、最高裁判所刑事裁判集第190号479頁参照)。

8. 右の見地から申立人らの本件忌避申立を検討するのに

1 本案事件の控訴審第22回口頭弁論期日における経過をみると

昭和58年8月4日午前10時80分に開かれた右期日において、当事者双方代理人から本件原子炉設置許可処分がなされた日についての陳述、控訴人ら代理人から「法廷の秩序を維持するため被控訴人に対し命令を出すことおよび命令に従わない場合に制裁を科すことの申立書」と題する書面(同月4日に同裁判所へ提出の書面)陳述、被控訴代理人から昭和58年8月4日付書証認否書(同月8日同裁判所に提出の書面)にもとずき陳述及び乙第190号証の1ないし5につき各原本を写に変更するとの陳述を行ない、控訴人ら代理人から乙第187号証の7ないし9、第190号証の1ないし5(いずれも昭和57年5月28日の第21回口頭弁論期日に提出の書証)についての認否を次回に行くと陳述、控訴本人廣野房一が別紙3のとおり弁論、控訴代理人が準備書面(6)(同日8日裁判所へ提出、同日被控訴人ら代理人へ交付)にもとずき陳述、控訴人らの輔佐人久米三四郎が別紙4のとおり弁論、控訴人ら代理人が「証人の必要性についての意見(2)」と題する書面及び「訴訟の進行についての意見書」と題する書面(同月

3日裁判所へ提出、同日被控訴代理人へ交付)にもとずき陳述、被控訴代理人が昭和58年8月4日付上申書(前記第21回口頭弁論期日で陳述した被控訴人の準備書面(7)の一部訂正申立書-昭和58年8月3日裁判所へ提出、同月4日、控訴人らへ交付、以下2通の書面につき同様)、「本案事件控訴人ら申請証人の採否についての意見書」「同事件甲号証に対する意見書」にもとずき陳述し「本件につき審理はすでに尽されているので、早急に結審願いたい。」旨陳述、乙第190号証の6、第191号証、第192号証の1,2、第198ないし第198号証(第192号証の1,2及び196号証以外は各写)を提出、控訴人ら代理人が右乙号各証の認否を次回に行くと陳述、三裁判官が合議を行うため退廷し、数分後に入廷し、宮本裁判長が弁論終結と判決期日を追って指定する旨宣して閉廷したことが明らかである。

2 申立人らは宮本裁判長の訴訟指揮や訴訟過程での言動態度からみて、また同裁判所が控訴人らにおいてなお必要とする主張弁論及び立証の機会を与えないで、抜き打ち的に結審した処置等からみて、裁判の公正を妨げるべき事情がある場合にあたるといえるが、右裁判所が本案事件の弁論を終結したのは、それまでに行われた当事者双方の主張弁論の内容をふまえた審理及び証拠調の結果により、本案事件について判決をするに熟し、申立人らがおお行予定にしている主張立証は右判決をなすのに必要でない判断したため、前記段階で弁論を終結したものであることを優に看取することができる。

宮本裁判長及び右裁判所に本案の訴訟において、申立人ら指摘の言動態度及び措置等が